別表第二一・〇六の項中「チューイングガム」を「チューインガム」に改める。
別表第二二・〇六の項中「なし酒及びミード」を「梨酒、ミード及び清酒」に改める。
別表第三九・一七の項を削る。
別表第四四・〇七の項中「丸はぎ」を「丸剝ぎ」に改める。
別表第六四類の項中「はき物」を「履物」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条中関税暫定措置法施行規則別表の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

○財務省令第三十二号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「六兆六千三百八十億円」を「十兆八千六百二十一億円」に、「三千六百二十億円」を「四千三百七十九億円」に、「三百四億円」を「三百三十二億円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

○財務省令第三十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
本　省	一五、五二七人	
国　税　庁	五五、六六六人	
合　計	七一、一九三人	

附　則

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十八年九月三十日までの間においては、一五、五五一人とする。

○厚生労働省令第七十号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「六万五千八百三十円」を「六万六千三百六十円」に改め、同項第二号中「四万九千五百円」を「四万九千九百円」に改め、同条第二項中「一万三千七百八十円」を「一万三千八百九十円」に改める。

第二十三条第一号中「百三十六万二千円」を「百三十六万六千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十八年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

2　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十八年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三一、六八〇人」を「三一、六〇〇人」に改め、同表合計の項中「三一、七八〇人」を「三一、七〇〇人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十八年六月三十日までの間においては、三一、五九九人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○厚生労働省令第七十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久